

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 54 号									
提出時期	令和 5 年 12 月 ( 定例会 ) ・ 臨時会 )											
案件名	埴町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について											
要 旨	<p><b>【提出理由】</b></p> <p>戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的とする「戸籍法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 17 号)が、令和元年 5 月 24 日に成立し、同月 31 日に公布されました。これにより戸籍法と番号利用法等の関連法律が改正され、制度運用面に係る所要の措置が講じられました。</p> <p>そして、改正戸籍法第 5 号の施行期日を令和 6 年 3 月 1 日とする閣議決定が令和 5 年 11 月 29 日になされ、同日、戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布されました。</p> <p>改正戸籍法第 5 号の施行後は、他市町村の戸籍副本記録参照業務、戸籍届書等情報連携業務、戸籍謄本等の広域交付事務、戸籍事件表送付業務などが本格運用となり、戸籍謄本等の広域交付事務の際に手数料の徴収が必要となるため、改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき、埴町手数料徴収条例の改正をする必要が生じたため、町条例の一部を改正するものであります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本籍地以外でも戸籍謄本等の交付ができる戸籍の広域交付及び公用請求を行う市町村による広域交付の利用を可能とするもの。</li> <li>・ 戸籍事件(出生・婚姻・離婚・死亡当)表の発送業務が電子化となる。</li> <li>・ 他市町村の副本記録情報参照業務(副本参照)が可能となる。</li> <li>・ 戸籍届出書等情報連携業務(届出書連携)が可能となる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">手数料を徴収する事務名</th> <th style="width: 20%;">現行金額</th> <th style="width: 20%;">改定後金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付(本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の追加)</td> <td style="text-align: center;">450</td> <td style="text-align: center;">改定なし</td> </tr> <tr> <td>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務(電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合(総務省令で定める)及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。)</td> <td style="text-align: center;">新規追加</td> <td style="text-align: center;">400</td> </tr> </tbody> </table>			手数料を徴収する事務名	現行金額	改定後金額	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付(本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の追加)	450	改定なし	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務(電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合(総務省令で定める)及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。)	新規追加	400
	手数料を徴収する事務名	現行金額	改定後金額									
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付(本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の追加)	450	改定なし										
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務(電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合(総務省令で定める)及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。)	新規追加	400										

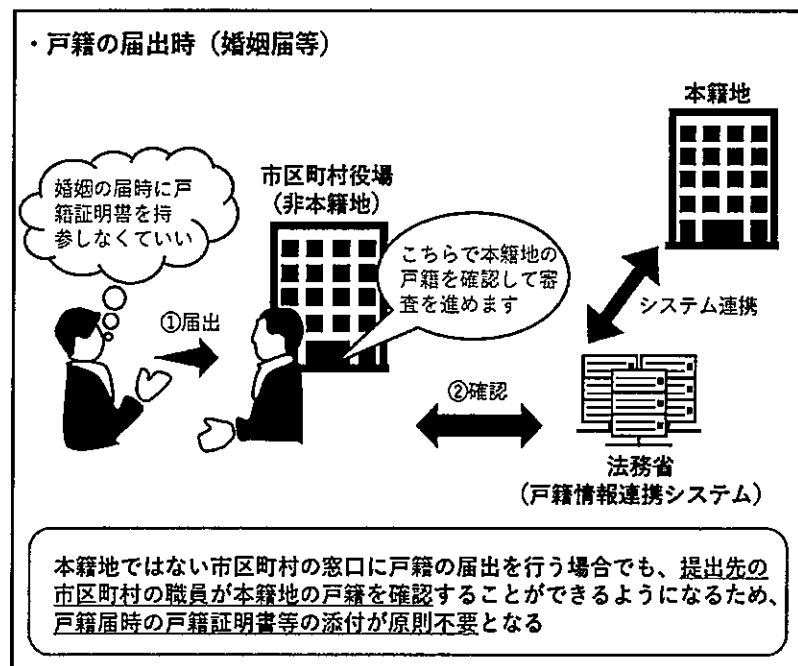
(単位：円)

手数料を徴収する事務名	現行金額	改定後金額
除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付(本籍地以外での除籍謄本等の交付事務の追加)	750	改定なし
除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務(電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合(総務省令で定める)及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。)	新規追加	700
届出若しくは申請の受理の証明書交付等(電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務の追加)	350	改定なし
届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務(電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に)	350	改定なし

【施行期日】

令和6年3月1日から施行するものです。

【参照図】



担当課 町民課

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 55 号																														
提出時期	令和 5 年 12 月 ( 定例会 ・ 臨時会 )																																
案件名	埜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について																																
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            地方税法の改正に伴い、出産被保険者に係る所得割額、均等割額の軽減内容についての規定の改正であります。            また、軽減を受けようとする納税義務者の届出に係る規定の改正が、必要なため、町条例の一部を改正するものであります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産被保険者の産前産後期間における所得割、均等割の減額。              所得割保険料及び均等割保険料 (いずれも 12 か月換算) の 12 分の 1 に免除対象月数を乗じた額。</li> <li>・ 出産被保険者に係る納税義務者の届書の規定を追加。</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b>            令和 6 年 1 月 1 日から施行するものです。</p> <p><b>【備考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産被保険者とは、妊娠 85 日 (4 か月) 以上の被保険者をいうものです。</li> <li>・ 産前産後期間とは、単胎の場合、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月の期間。多胎の場合、出産予定月の 3 月前から出産予定月の翌々月の期間をいうものです。</li> </ul> <p><b>【参照図】</b></p> <div style="text-align: center;"> <table style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">3か月前</td> <td style="padding: 5px;">2か月前</td> <td style="padding: 5px;">前月</td> <td style="padding: 5px;">翌月</td> <td style="padding: 5px;">2か月後</td> <td style="padding: 5px;">3か月後</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">出産(予定)月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">単胎</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">出産(予定)月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">多胎</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>   <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">年間保険料 (大人2人・新生児1人の世帯の場合)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>所得割</p> <p>均等割</p> </div> <div style="font-size: 24px;">+</div> <div style="text-align: center;"> <p>所得割</p> <p>均等割</p> </div> <div style="font-size: 24px;">+</div> <div style="text-align: center;"> <p>均等割</p> </div> <div style="font-size: 24px;">+</div> <div style="text-align: center;"> <p>平等割</p> </div> </div> <p style="font-size: 12px; margin-top: 5px;">産前産後期間の保険料 (所得割・均等割) が免除</p> </div> </div>			3か月前	2か月前	前月	翌月	2か月後	3か月後				出産(予定)月			単胎									出産(予定)月			多胎					
3か月前	2か月前	前月	翌月	2か月後	3か月後																												
			出産(予定)月																														
単胎																																	
			出産(予定)月																														
多胎																																	
担当課	町民課																																

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 56 号
提出時期	令和 5 年 12 月 ( 定例会 ・ 臨時会 )		
案件名	財産の取得について		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、財産の取得について議会の議決を求めるものであります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>1. 財産の表示      別紙のとおり</p> <p>2. 取得の目的      役場新庁舎備品購入</p> <p>3. 取得価額      金 69,300,000 円</p> <p>4. 相手方      福島県東白川郡塙町大字塙字本町 43 番地                             吉田屋 吉田 啓治</p>		
担当課	まち整備課		

種類	フロア	部屋名称	物品名	数量
新庁舎備品	1階	風除室1	傘立て	1台
		エントランスホール	パンフレッドスタンド	1台
		はなわホール	台形テーブル	6台
			椅子	21脚
		研修室	会議用テーブル	11台
			椅子	22脚
			メモ台付椅子	10脚
			椅子収納台車	1台
		授乳室	授乳ソファ	1台
			オムツ交換台	1台
		待合スペース	記載台(ハイ)	5台
			記載台(ロー)	1台
			記載台(掲示板)	4台
			長椅子(3人用)	8台
		打合せスペース	会議用テーブル	1台
			椅子	4脚
		キッズスペース	キッズマット	一式
		相談ブース	会議用テーブル	2台
			椅子	8脚
			ローパーテーション	一式
		相談室(1)・(2)・(3)	会議用テーブル	3台
			椅子	14脚
		薬品備品庫	軽量棚	2台
		執務室1 (町民課、健康福祉課)	事務用机(片面)	4台
			事務用机(両面)	14台
			事務用椅子	60脚
			脇机(ワゴン)	60台
			デスクトップパネル	7枚
			収納庫(3列セーバー)	5台
			収納庫(引き違い戸下置き)	12台
		収納庫(引き違い戸上下置き)	30組	
		総合窓口	カウンター	一式

種類	フロア	部 屋 名 称	物 品 名	数 量
新 庁 舎 備 品	1 階	各課相談窓口	カウンター	一式
			相談窓口用椅子 (執務室内)	12 脚
			相談窓口用椅子 (お客様用)	16 脚
		執務室 2 (会計室)	事務用机 (片面)	1 台
			事務用机 (両面)	1 台
			事務用椅子	3 脚
			脇机 (ワゴン)	3 台
			金庫	1 台
			収納庫 (引き違い戸上下置き)	7 組
		職員更衣室 (男)	ロッカー	76 人分
		職員更衣室 (女)	ロッカー	55 人分
		小会議室 1	会議用テーブル	4 台
			椅子	12 脚
		相談室 (4)・(5)	会議テーブル	2 台
			椅子	10 脚
	2 階	執務室 3 (総務課、まち振興課 農林推進課、農業委員会)	事務用机 (片面)	7 台
			事務用机 (両面)	12 台
			事務用椅子	53 脚
			脇机 (ワゴン)	53 台
			デスクトップパネル	6 枚
			収納庫 (引き違い戸)	12 台
			収納庫 (引き違い戸上下置き)	26 組
		執務室 4 (学校教育課)	事務用机 (片面)	2 台
			事務用机 (両面)	4 台
			事務用椅子	14 脚
			脇机 (ワゴン)	14 台
			収納庫 (引き違い戸上下置き)	13 組
		各課相談窓口	カウンター (執務室 3)	一式
			カウンター (執務室 4)	一式
			相談窓口用椅子 (執務室内)	10 脚
			相談窓口用椅子 (お客様用)	14 脚
		打合せブース	会議用テーブル	2 台
			椅子	8 脚
ローパーテーション	一式			

種類	フロア	部屋名称	物品名	数量
新庁舎備品	2階	待合ロビー2	会議用テーブル	1台
			椅子	4脚
		中会議室1	会議用テーブル	6台
			椅子	18脚
		議会事務局	事務用机(両面)	1台
			事務用椅子	3脚
			脇机(ワゴン)	3台
			収納庫(引き違い戸上下置き)	8組
		議員控室	ロッカー	14人分
		WEB会議スペース	事務用机	2台
			ローパーテーション	一式
		書庫倉庫	中軽量棚	10台
		町長室	両袖机	1台
			事務用椅子	1脚
		副町長室	両袖机	1台
			事務用椅子	1脚
		教育長室	両袖机	1台
			事務用椅子	1脚
		応接室	応接ソファー	9台
			応接センターテーブル	2台
応接サイドテーブル	5台			

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・ <b>同意</b> ・報告	番号	第5号
提出時期	令和5年12月（ <b>定例会</b> ・臨時会）		
案件名	教育委員会委員の任命について		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            教育委員会委員 星 春美氏が、令和5年12月21日をもって任期が満了となりますが、本人から退任の申し出があったため、新たな教育委員会委員として、埴町大字常世中野字雨谷前6番地の小野亜希子氏（昭和46年12月9日生）を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により任命することについて、議会の同意を得るものであります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            教育委員会委員は、地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するものです。            なお、任期は1期4年であり、令和5年12月22日から令和9年12月21日までとなります。</p> <p><b>【その他】</b>            今定例会にて同意を得られれば、令和5年12月22日付けにて任命する予定です。</p>		
担当課	総務課		